令和7年10月1日南 木 曽 町

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とするものです。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によります。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、町が発注する物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達に適用します。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとします。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第123 号)に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所 (B型)
 - イ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35 年法律第123 号)に基づ く子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所(常時労働者として多数継続して雇用している事業主)
- (3) 在宅就業障がい者
- 5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりです。

- (1) 物品
 - ア農作物
 - イ 食品類(弁当、パン、菓子等)
 - ウ 文具・事務用品(封筒、はがき等)
 - エ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
 - ア 印刷(名刺、パンフレット等)
 - イ 清掃業務
 - ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

南木曽町課設置条例に定める課、議会事務局及び教育委員会(以下「各課等」という。)が調達を円滑に進めることができるよう、調達方針を担当する課は障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課等に提供します。 各課等はその情報に基づいて障がい者就労施設等から直接調達します。

7 調達方針及び調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達する物品等の実績の概要は、翌年度に取りまとめ、町ホームページに掲載する等の方法により公表します。

8 調達の目標

前年度実績を目標とし、それを上回るよう努めます。

9 調整担当課及び係

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に 関する事務等については、住民課福祉係が行います。

- 10 その他
 - (1) 障がい者が直接町民等と接して販売することによる社会参加の機会の拡大を図るため、町有施設での障がい者就労施設による福祉販売に協力します。
 - (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行います。また、障害者優先調達推進法における公契約における障がい者の就業を促進するための措置等については、今後の国、県の動き等に応じて検討していきます。
 - (3)職員個人、親睦団体等での物品等の購入においても、情報提供を行い、 障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めます。